キリンビール健康保険組合加入者の皆さま　　　　　　　　　　　　　　　　　２０２４年４月１７日

キリンビール健康保険組合

**医療機関での一部負担金等の免除期間延長について**

令和６年 能登半島地震により被害を受けた皆さまには、心よりお見舞い申しあげます。

　　キリンビール健康保険組合では、厚生労働省からの免除期間の延長要請に応え、引続き、一部負担

金の免除の対応を下記のとおり実施いたします。

　　つきましては該当される方および申請洩れをされている方は、添付「健康保険一部負担金免除証明

書」の申請を行って頂きますようお願いいたします。

◆**免除の対象となる方**

令和６年 能登半島地震に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する被保険者又は被扶養者で

住家の全半壊、全半焼、床上浸水等による被災、その他これに類する財産上又は身体上の損害を受けた方。

○災害救助法適用エリアについては、以下を参照下さい。

　　　　　　　　　<http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html>

◆免除の対象となるもの

・医療機関等で保険診療を受けた際の一部負担金（患者さんの窓口負担分：医療費総額の２割～３割）

　 ・訪問看護療養費・家族訪問看護療養費に係る自己負担額

　　　　※柔道整復、あんま、はり・きゅう、マッサージの施術料や装具代は対象外です。

◆免除の期間

　　　２０２４年９月末まで延長。

◆免除証明書の申請等の手続き・必要添付書類について

　　**別添１**「健康保険一部負担金等免除申請書」に必要事項を記載のうえ、所属事業所の健康保険担当窓口に

提出下さい。（任意継続・特例退職者は直接健康保険組合宛て提出下さい。）一部負担金等の免除の要件に

該当していることを確認後、「免除証明書」を交付します。また、証明書が届く前に、医療機関を受診し、一部

負担金を支払われた場合は、**別添２**「健康保険一部負担金等還付申請書」により、還付手続きを致しますの

で、同様に提出をお願い致します。

○**別添１**「健康保険一部負担金等免除申請書」　　　○**別添２**「健康保険一部負担金等還付申請書」

  

　　**必要添付書類：罹災証明書（コピーまたは原紙）　　　　　必要添付書類：医療機関等の領収書（原紙）**